

社会福祉法人中東福祉会特別養護老人ホーム菅名の里
喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修）
実 施 要 領

1 目 的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）附則第4条に基づく研修（第一号研修・第二号研修）を実施し、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成します。

2 実施主体

社会福祉法人中東福祉会 特別養護老人ホーム菅名の里

3 対 象 者

次の(1)～(3)の受講要件を全て満たす者としします。

- (1) 新潟圏域（五泉市、新潟市、阿賀野市、阿賀町）に住所がある者又は新潟圏域（五泉市、新潟市、阿賀野市、阿賀町）に所在する施設（事業所）に勤務している者。
- (2) 研修の全課程を、確実に受講できること。
- (3) 所属施設・事業所にたん吸引等が必要な利用者があり、所属施設等で実地研修が可能であること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所にたん吸引等が必要な利用者がいること。）

※ 実地研修機関選定基準

ア 国又は県の指導者講習を修了し、実地研修を指導することのできる医師又は看護職員（看護師、保健師及び助産師）との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ 当該管理体制の下、次の条件が担保されること。

- ・ 書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
- ・ 利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を受けることができること。
- ・ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
- ・ 実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規程を整備することができること。

ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

4 研修内容

基本研修（講義・演習・実地研修）の研修カリキュラムは、別表1及び別表2のとおりです。

基本研修（講義）については、筆記試験により知識の定着の確認を行います。

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の修得の確認を行います。

5 研修会場及び日程

(1) 講義及び演習

会場 特別養護老人ホーム帛の郷（五泉市本町6丁目7番7号）

日程 講義 7日間

演習 10月中、所定の1日間（日時は別に定める）

(2) 筆記試験

会場 特別養護老人ホーム帛の郷（きぬのさと）

日程 1日間（講義最終日・講義終了後）

6 受講者数

定員 25人

7 受講料

受講料は60,000円。ただし、履修科目免除者は別表3の通り。

一旦納付された受講料は原則として返還しませんが、やむを得ない事情により受講を辞退した場合は、規程に基づき受講料の一部を返還します。

8 研修の一部免除

次の研修を修了した者は、喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の一部を履修したも
のとして取り扱います。対象となる研修及び履修免除の範囲は、次のとおりとします。

(1) 法第40条第2項第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同
項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除
く）の科目を履修した者。

（履修の範囲） 基本研修

(2) 法第40条第2項第1号から3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学
校または同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実
地研修を含む）の科目を履修した者。

（履修の範囲） 基本研修及び実地研修

(3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医
政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために
必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

(履修免除の範囲)

基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

- (4) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

(履修免除の範囲)

基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る。）

- (5) 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

(履修免除の範囲)

基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る。）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）

※免除の対象となる研修を修了している方は、受講申し込み時に研修修了証または受講証明証のコピーを添付してください。

[別表 1] 基本研修（講義）カリキュラム

カリキュラム（第一号研修・第二号研修）

1 基本研修（講義）

（単位：時間）

大項目	中項目	必要時間 （注1）	実施時間 （注2）
1 人間と社会		1.5	1.5
	(1) 個人の尊厳と自立	0.5	0.5
	(2) 医療の倫理	0.5	0.5
	(3) 利用者や家族の気持ち、説明と同意	0.5	0.5
2 保健医療制度とチーム医療		2	2.0
	(1) 保健医療に関する制度	1	1.0
	(2) 医行為に関係する法律	0.5	0.5
	(3) チーム医療と介護職との連携	0.5	0.5
3 安全な療養生活		4	4.0
	(1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2	2.0
	(2) 救急蘇生法	2	2.0
4 清潔保持と感染予防		2.5	2.5
	(1) 感染予防	0.5	1.0
	(2) 職員の感染予防	0.5	0.5
	(3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5	0.5
	(4) 滅菌と消毒	1	0.5
5 健康状態の把握		3	3.0
	(1) 身体・精神の健康	1	1.0
	(2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5	1.5
	(3) 急変状態について	0.5	0.5
6 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」概論		11	11.0
	(1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5	2.0
	(2) いつもと違う呼吸状態	1	1.0
	(3) たんの吸引とは	1	1.0
	(4) 人工呼吸器と吸引	2	1.5
	(5) 小児の吸引について	1	1.0
	(6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	0.5
	(7) 呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1	1.0
	(8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1	1.0
	(9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2	2.0
7 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」実施手順解説		8	8.0
	(1) たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1	1.0
	(2) 吸引の技術と留意点	5	5.0
	(3) たんの吸引に伴うケア	1	1.0
	(4) 報告及び記録	1	1.0
8 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」概論		10	10.0
	(1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5	2.0
	(2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1	1.0
	(3) 経管栄養法とは	1	1.0
	(4) 注入する内容に関する知識	1	1.0
	(5) 経管栄養実施上の留意点	1	1.0
	(6) 小児の経管栄養について	1	1.0
	(7) 経管栄養に関係する感染と予防	1	0.5
	(8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	0.5
	(9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1	1.0
(10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1	1.0	
9 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」実施手順解説		8	8.0
	(1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1	1.0
	(2) 経管栄養の技術と留意点	5	5.0
	(3) 経管栄養に必要なケア	1	1.0
	(4) 報告及び記録	1	1.0
	合計時間	50.0	50.0

（注1）中項目の時間配分は参考例 （注2）大項目の必要時間数を確保すること。

[別表2] 基本研修（演習）カリキュラム

基本研修（演習）

行為		必要回数	実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	5回以上	5回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	5回以上	5回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	5回以上	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる滴下型経管栄養	5回以上	5回以上
	胃ろう又は腸ろうによる半固形型経管栄養	5回以上	5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上	5回以上
救急蘇生法		1回以上	1回以上

実地研修

(1) 第一号研修

行為		必要回数	実施回数
たんの吸引	①口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上	10回以上
	②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上	20回以上
	③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上	20回以上
経管栄養	④胃ろう又は腸ろうによる滴下型・半固形型経管栄養	各10回以上	各10回以上
	④-2胃ろう又は腸ろうによる滴下型のみ経管栄養	20回以上	20回以上
	⑤経鼻経管栄養	20回以上	20回以上

(2) 第二号研修

第1号研修の実地研修行為①～⑤から選択できる（複数可）。

必要回数・実施回数も第1号研修と同じ。

（修了した行為が認定される従事者認定証となります。）

特別養護老人ホーム菅名の里 喀痰吸引等研修受講料及び免除科目

受講料 (円)

	修了している研修			
	喀痰吸引関連 研修未受講者	介護福祉士 実務者研修①	介護福祉士 実務者研修②	特別養護老人ホーム 14時間研修
基本料金	50,900	15,900	-	44,900
テキスト代	2,100	2,100	-	2,100
損害賠償責任保険※	2,000	2,000	2,000	2,000
事務手数料	5,000	5,000	5,000	5,000
受講料合計	60,000	25,000	7,000	54,000

※損害賠償責任保険加入を原則としますが、実地研修事業所が受講生の実地研修に対応する賠償保険に加入していれば不要です。

実務者研修①: 実務者研修の医療的ケア(50時間)を全て通信課程で受講した方

実務者研修②: 実務者研修の医療的ケア(50時間)の科目7「高齢者及び障害児・者のたん吸引実施手順解説」、科目9「高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説」とともに含む科目をスクーリングで受講した方

14時間研修: 特別養護老人ホームにおける14時間研修を修了し、経過措置として一定の条件の下に喀痰吸引を行っていた方

免除科目一覧

		科目又は行為	時間数 又は回数	1号 研修	2号 研修	喀痰吸引 関連研修 未受講者	介護福祉 士実務者 研修①	介護福祉 士実務者 研修②	14時間 研修	
基本 研修	講義	1 人間と社会	1.5				×			
		2 保健医療制度とチーム医療	2				×			
		3 安全な療養生活	4				×			
		4 清潔保持と感染予防	2.5				×			
		5 健康状態の把握	3	○	○	○	×	×	○	
		6 高齢者及び障害児・者のたんの吸引概論	11				×			
		7 高齢者及び障害児・者のたんの吸引実施手順解説	8				○			
		8 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10				×			
		9 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8				○			
	演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上							×
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上							○
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上	○	○	○	×	×		○
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上							○
		経鼻経管栄養	5回以上							○
救急蘇生法		1回以上							○	
実地研修	口腔内の喀痰吸引	10回以上		選択					×	
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上		選択					○	
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	○	選択	○	○	○		○	
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上		選択					○	
	経鼻経管栄養	20回以上		選択					○	